

東三河の くらしと自治

「住民と自治」2019 年 1 月号付録
会報：「東三河くらしと自治」
2018 年 12 月 10 日 第 70 号
発行：東三河くらしと自治研究所
発行人：宮入興一（代表世話人）
住所：豊橋市中柴町 100-1
東三河労連内：0532-54-2011

11.16 第 12 回東三河再発見ツアーに 22 名参加

「豊川用水 50 年の光と影～豊川水系の開発と環境問題～」

清水芳卓（研究所副代表）

豊川用水完成 50 周年記念の年ということで、様々な祝典が行われている中、私たちは手放しで喜んでばかりいられないのではないかと考え、豊川用水の主要な施設 3 カ所の見学ツアーに出かけた。ツアー参加前は独立行政法人水資源機構から説明資料をいただけることになっていることから、資料を手に現地職員の方から説明をいただければ、豊川用水の「仕組み」について容易に理解できると安易に考えて参加をした。

最初の訪問地万場調整池において、資料に説明のない疑問が発生した。万場調整池の容量は 500 万 m³であるが、これが年間 5 回ほど入れ替わる、つまり 2,500 万 m³の水を上水、工水、農水に供給しているという。これは様々な問題をはらむダム建設とは異なる、おそらく、さほど環境問題を起こさない貯水、利水の方法ではないかと直感的に思われた。貯水池は豊川用水全体で 9 カ所、貯水合計は 1,210 万 m³になり、大島ダムの 1,130 万 m³を上回る。

疑問を膨らませながら大野頭首工に向かうバスの中で、農民連の伊藤さんが、用水利用者の立場から用水施設は完成したが、それでも渇水期に時に利用制限が行われることがあるという報告がされた。夕刻苗を移植し、直ちに灌水をすれば苗は夜の低温度の中で活着するが、その時刻に断水され、翌朝に灌水をすると日中の高温下で苗は茹で上げられて死んでしまうという。原因は用水の負担金が畑の面積で決められ、使用量に関係しないために、無駄に水が流されているということを知った。資料を改めてみれば、豊川用水の利用状況は農業用水 70%、水道用水 23%、工業用水 6%となっている。農業用水の利用に工夫を凝らせば、おそらく大量の余剰量が生まれるのではないかと思われた。

大野頭首工に着く前に、寒狭川から大野頭首工への導水路の出口を見た。水は送られてきてはならず、小さなため池になっていた。大野頭首工が作る大野湖の上流部にあたるといふ。豊川用水は多くの地点で道路と並行した開水路が走っているが、人目に付かず山を貫く導水路もいくつかあることが分かった。

大野頭首工は堰の高さが 26m もある、取水口としては異例の高さがあって、取水された水は自然の落差を利用して渥美半島先端にまで届くという。流れを堰き止める水門の制水ゲートは約 10m の高さで、ゲートを全開しても川はなお 10m 以上の深さで堰き止められて、頭首工の川上には小さなダム湖ができていて、頭首工の作りとしては例外であるという。堰の堤長は 66m、堰の下流の宇連川には全く水はなく、川幅は堤

長の半分以下に見える。こんな貧弱な川が東三河の水需要の 7 割を賄うという。

堤上で昼食を終え、大島ダムに向かう。大島ダムはダムという名称のとおり、堤高 69m、堤長 160mあり、谷間をV字型に堰き止めて大きなダム湖を作っている。取水塔は利用水深は 35mあって、表層水を流す構造になっているという。ダムの深部は夏でも 4℃で灌漑には適さないので水温の高い表層水を流すという。ここでも堤頂の長さ 160mに対し、堤基部の川は 25mの幅しかなく、こんな小さな大島川に依拠する三河の水は無駄にできないと痛感させられた。豊川用水水資源機構の各施設の職員の方々は親切に丁寧に解説をしてくださったが、どの施設にも数台の通勤用と思われる乗用車が停車しており、少なくない人たちが施設の維持管理、運用に従事していることが想像された。



水資源機構の方々の解説が終わり、次に、豊川用水の影の部分を見ることになった。大島ダムを辞し、国道 151 号線に戻るとすぐに、宇連川と大島川との合流地点に出る。かつてはアユ釣り客用の駐車場であったところにマイクロバスを止める。目の前のフェンスの下で二つの川は合流をしていて、板状の岩盤の川底がわずかな水の流れの中に見える。



市野先生の解説は、宇連ダムと大島ダムはそれぞれの川の上流からの砂礫を堰き止め、川は砂礫による洗浄作用を失い、川底や岩の表面は汚れて、アユの餌になる新鮮な藻の付着がなくなり、アユの生息は不可能になったという。

どうすればアユの住める環境に戻すことができるのかという質問がされた。市野先生は大野ダム（大野頭首工の湛水域）に堆積した砂礫を川に流せばいい。それだけの費用を豊川用水の受益者が負担してもいいのではないと言われる。

最後の訪問地は寒狭川頭首工であった。一見したところ高さ 2mほどの制水ゲートは全開状態で、水量は極めて少なく、とても取水をして大野頭首工へ送水するという状態にはなかった。水量が無いに等しいのは上流で発電所用に取水されてしまっているからというお話であった。大野頭首工が湛水できる堰の高さを持っていたのに比べ、ここはゲートを開ければ、頭首工の川上と川下は全く同じ高さの川底で、自然への影響は極めて少ないと思われた。

見学を終えて、寒狭川頭首工のような、環境にあまり大きな影響を与えない頭首工と調整池の適切な配置とその運用で、巨大ダムのような環境破壊をせずに、環境修復・保全をしながら水資源を利用する将来の方向性が見えたように、浅学の身には思われた。

◆感想◆

◆大島ダムの上の水を流す仕組みは面白かったし、万場調整池から水が出ていく仕組みも素晴らしいと思った。しかし、ダムの為に砂利が川へ流れず溜まる為、鮎や川魚が住めなくなり、ひどい環境破壊だ。何とか砂利を下流に流し川を元に戻すべきだ。

◆ツアー内容や市野先生の説明も良かった。これからも色々計画して欲しい。

東三河広域連合への聞き取り調査

10月4日(木)、当研究所は、東三河広域連合の組織や運営、事業の進展状況等について、当局からの聞き取り調査を行いました(以下、広域連合と云う)。以下、その概略です(参加者、当研究所:宮入興一代表ら6名、広域連合:近藤康晴総務課長、加藤光洋介護保険課長ら4名)今年4月から介護保険が広域連合の事業としてスタートしたことから、介護保険事業を中心とした聞き取り調査となりました。

広域連合の体制の拡充

2015(平成27)年1月30日に広域連合が設立されて4年。今年4月から介護保険事業が広域連合の事業となり、職員数が大幅に増えています。8市町村からの派遣職員、広域連合で直接雇っている職員、8市町村の併任職員となっており、全職員数は366名です(内訳、派遣43名、再任用7名、併任316名)。それと、事務嘱託員35名(臨時職員・消費生活含めての相談員)。その多くは介護保険事業に携わる職員で239名(派遣26名、再任2名、併任211名)と事務嘱託9名、臨時職員3名です(平成30年9月3日時点)。8市町村からの派遣の場合は広域連合と派遣協定を結んでいます、その任期については、業務の継続性等もあり定めはないとのこと。

介護保険事業

介護保険制度は2000(平成12)年度に始まり、18年が経ちます。要介護3以上でない特別養護老人ホームに入れないとか、要支援1、2の人は介護サービスが市町村事業になり、地域包括支援システムとあって、何となく公的な責任でなくて地域でお互い助け合っていくとか、段々と介護保険制度が悪くなっています。広域連合の介護保険事業が、これからどうなっていくのか、大きな関心を持ち調査・研究が求められています。

介護保険料

第7期介護保険事業計画(平成30~32年度)の策定に当たって、介護保険料を統一しなかったようです。今回は特別措置として8市町村の基準額を5,550円とし、それを基に8市町村が保有している準備基金の積立金残高に応じて介護保険料を決めています。

保険料は12段階で第5段階が基準額(単位:円)

保 険 料	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
基準額	57,756	62,172	54,036	62,556	58,452	61,500	57,900	65,016

しかし、第8期介護保険事業計画(平成33~35年度)の策定では完全な統一した保険料にするとしています。そのため、2019(平成31)年度に住民アンケート調査を全域で行って、その結果を踏まえて検討することを言明しました。

住民アンケートについて「事業ごとに収集と分析」を行うよう要求し、当研究所に資料提供を求め、加藤介護保険課長は、できる限り「資料は提供します」と述べました。

介護サービス

介護保険制度については、大きく 2 つの事業に分かれます。一つは要介護認定が受ける法定の介護サービス。もう一つは、地域支援事業として市町村の地域性に応じた独自の支援事業があります。加藤光洋介護保険課長は、広域連合の基本的スタンスとして、「法定サービスはできる範囲でどの地域でも同じレベルのサービスが受けられるよう整備を進めていきたい。しかし、8 市町村の地域包括支援センターの整備状況も大きく違っており、大きな変革をすることで地域住民へのサービス低下につながることもあり、徐々にサービスの平準化を図って最終的には同じサービスを提供していくことが目標です」と述べました。介護認定調査について主治医意見書を広域連合で集約して審査日数の短縮が図られていること。審査会委員(医師)の負担を少しでも軽減するために事前審査の電子化等を行っていることも話されました。一方で広域化による難しい課題も抱えています。中山間地域は介護サービス事業所が非常に少なく、いくら公募しても事業者が進出することは難しいこと。それから、いま介護人材問題は大きな問題となっており、広域連合としても介護人材の確保等の事業を来年度から取り組むとのことでした。



2018(平成 30)年 4 月以降、特別養護老人ホームの新設は 2 施設、デイサービスの新設 5 事業所(事業所の廃止届も)。デイサービスセンターの新設は、豊橋市 1 ヶ所、豊川市 1 ヶ所、蒲郡市 2 ヶ所、新城市 1 ヶ所、計 5 施設。(10/4、聞き取り調査)

● その他事業

(1) 滞納整理

広域連合が市町村から移管を受けた滞納の案件については、28 年度 1,270 件、29 年度 1,250 件。移管を受ける金額は、どの市町村も基本的基準は 50 万円以上(市町村税)ですが、ものによって若干前後もあるとのことでした。

(2) 消費生活相談

2018(平成 30)年度から 22 名の研修員が全員相談員となり、体制が整い、相談件数は平成 28 年度 3,942 件、平成 29 年度 4,506 件。5 市(豊橋、豊川、蒲郡、新城、田原)についてはセンターという体制で相談員が常駐し、設楽町、豊根村は曜日を決めて相談員を派遣しています。

● 広域連合に係る資料の提供を申入れ、以下の資料をいただきました。

東三河広域連合第 7 期介護保険事業計画(概要版)、東三河広域連合規約改正(平成 30.4.1 施行)、東三河広域連合広域計画(改訂版)、東三河創生戦略(平成 29.2)、東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成 30.1 改定)、広報ひがしみかわ(創刊号 2015.7)N01～N07(2018.7)。

縮小傾向の中、大きな変貌をとげる東三河の商業

— 第 2 回地域産業部会のご報告 — 部会責任者（研究所副代表） 牧野幸雄

2018 年 11 月 17 日（土）午後、アイプラザ豊橋 307 号室で「第 2 回目の地域産業部会」を開催、参加者は 14 名でした。その内容をご紹介します。

第 2 回のテーマ 【東三河の商業】

報告者 駒木 伸比古 氏（愛知大学地域政策学部教授）

近藤 暁夫 氏（愛知大学文学部准教授、研究所副代表）

○ 報告の概要

<両先生から、愛知大学中部地方産業研究所編『東三河の経済と社会 第 8 輯』「第 3 章 東三河の商業」に基づき報告>

最初に駒木先生から東三河の卸売業と小売業の現状について要旨以下の報告をいただきました。

- ・卸売業は事業所数、従業員数、販売額いずれも縮小傾向にあったが、従業員数、年間販売額については近年若干持ち直している。
- ・東三河の卸売業の中心地は豊橋市であることに変わりはないものの、新東名のインターチェンジができたことにより、新都市の地位が上昇している。
- ・東三河の小売業の事業所数、従業員数、年間販売額は、2007 年以降、減少傾向が続いている。売り場面積についても蒲郡市や設楽町を除き減少している。
- ・東三河の小売業の小売吸引力指数^{*}をみると、2007 年には豊橋市が唯一 1 を上回っていたが、2014 年には蒲郡市や田原市を下回り、豊橋市の地位は低下している。
（*小売業販売額と対象地域の人口との比率から計算。1 を超えると地域外から顧客を吸引しているといえる。）
- ・東三河の大型店の立地動向は、2011 年～2016 年に 10,000 m²を超える店舗の新規立地はない。閉鎖は「イトーヨーカ堂豊橋店」が 2017 年 2 月に閉鎖。ドン・キホーテに変わっている。
- ・スズキ豊川工場の跡地にイオンモールが進出してくることになり、今後の商業環境を大きく変化させられる。
- ・豊橋市の中心市街地における小売業の状況は 1990 年には豊橋市全体の 30% 近くを占めていたのが、2012 年には 12.3% へと減少している。まちなかの力が弱くなっている。

一方、商業以外にも目を向けると、地域住民や行政、地元商業者、民間企業、JC などによるまちづくり活動が活発に行われている。2012 年に豊橋市中心市街地で行われたまちづくりイベントを 4 象限に分けて類型化すると、公的セクターかつ生活・文化

活動が多い。商業の場から生活の場としての中心市街地への移行という取り組みが行われている。

続いて、近藤先生からは要旨以下の報告がありました。

- ・経済は生産、流通、消費からなるが、東三河の商業を消費の面からお話したい。
- ・消費は長期的に低下傾向にある。そして現在、東三河ということでの一体感はあまりない。昔は何かを買うときは豊橋というのがあった。
- ・商圏は一般的に半径 500m～1 km で日常生活が充足されるが、家具、家電製品のような買回り品は現在はネット通販とか大規模店舗で購入がなされる。
- ・スーパーマーケットの普及がいいことなのかどうか。車で買い物に行けるとか、一度にいろんなものが買えるとか利便性はある。問題は車のない交通弱者と、お金が現地に落ちず、本部に落ちること。雇用はパートが多い。これをいかに地域経済の振興にもっていくか。
- ・インターネットショッピングも増えている。やはり問題点はお金が現地に落ちないこと。これをどうしていくか。インターネットショッピングに乗らない文化的なものが非常に大事になってくる。
- ・新しい動きでは、イオンモールだけ紹介したい。イオンモールはイオン自身が設定商圏を設けている。自動車で 30 分の範囲、人口で 40 万人となると進出してくる。
- ・イオンモール岡崎が売場面積 9 万 5 千㎡、売上げ額が毎年 400～500 億円に対し、豊川のイオンモールの計画は敷地が 15 万㎡、売場面積 10 万㎡、売上げ 600 億円を目標としている。

豊橋市の 2014 年の小売業年間販売額が 3300 億円、豊川市が 1570 億円だから、600 億円目標というのが飲食店を含み、すべて小売りではないものの、いかに大きいかがわかる。販売額の 3 分の 1 から 4 分の 1 は豊川イオンモールに持っていかれると考えたほうがいい。

- ・車で 30 分を商圏としているから、岡崎は藤川駅まで、北は新城駅、南は二川駅までとなる。イオンモール浜松志都呂とイオンモール岡崎との間で、東三河全域が入るのでイオンとしてはやりたいところだろう。
- ・大きな影響を受けるのは大規模店舗。大規模店舗間で近年競争が激しくなっている。
- ・地場のスーパーは地産地消型を重視し、食材で優れたものがある。それでもって対抗していこう。
- ・個人店舗は文化的なもの、すみよい地域づくりへの貢献といったことを考えるべき。

○ 報告のあとのやりとり

(Q は参加者、A は駒木先生または近藤先生、紙面の都合上、一部のみ紹介します。)

Q 地元のスーパーは地産地消型で生き延びようとしている。

この地域は農産物、畜産物では地元産地があり、地元密着型でやっていくとき展望が開けるような余地はありうるのかおききしたい。

A 豊川イオンモールに関しては、大型店対大型店の競争。70年代～80年代は、小対大の競争、2000年代以降になると、大対大の競争になる。商店街がどうなるか、誤解を恐れずに言えば影響はない。心情的な影響はあるかもしれない。

むしろ、イオンの他店舗。ジャスコとかをスクラップすることが考えられる。そういう意味では、今まで買い物に行っていた人たちの生活の面での影響が大きい。

A 地元のスーパーだが、大規模店と闘っているというところで、いかにいい商品を安く仕入れてくるかということ。地元スーパーの強みは地元の生産者とのつながりが強いところにある。生産者からは高く買ってくれるという点。消費者へのブランド力も高い。安心、安全だからという点。地産地消効果は簡単にはなくなる。

買回り品はインターネットで買えるようになってくるので、中心市街地がどうなっていくか、大規模店舗頼りでないまちづくりが必要。

Q 蒲郡は商店街が死滅に近い状態。かなり早い時期に大型店が蒲郡の消費能力以上に店を出してきた。最近では、商店街振興という言葉が段々使わなくなってきた。がんばっているお店を応援するというしかないのかなど。

地域の商業の応援ということで、地域で経済が循環するために、どういうことを市にやってもらっていけばいいのか。

蒲郡でゲンキーが5店目を出した。ゲンキーのようなドラッグストアの進出をどう考えればいいのか。

A 域内循環できると、お金が外に出ていかない。流出を防ぐという戦略を持たなければならない。

商業というのは流通なので、商業で地域全体を貢献させようというのはむずかしい。

基幹となる産業は一般的には工業。工業は域外からお金をもってくるし、雇用を生む。商業とかサービス業は、まちに住む人の生活を豊かにするということが基本にすべき。

域内循環レベルでとらえることと、つぶれたときどうするかということが大事。

大規模店舗がなくなったときが典型的だが、どうするか。昔は中心市街地をふるわせるというのがまち全体の活力に必要とされた。商品供給だけでなく、まち全体の雰囲気、文化的なもの、そういうものが失われていくという問題がある。

豊橋のまちの魅力はどうか。イトーヨーカ堂へ客が流れていったとき、客が移動しただけだが、その結果、まちの魅力が下がっている。商業と消費は何のためにあるのかを考える必要がある。政策は、ツーテンポ遅れて出てくるというのがある。基本は大規模店舗にないものを大切にまわしていくということ。これを地道にやっていくのが大事だと思う。

A ドラッグストアに関して、最近、業際化というのがある。何を売ることがどう売ることかわかってきた。昔は、ドラッグストアは薬、電器店は家電と分かれていたのが、今はヤマダ電器がお菓子を売るとか、業際化が起きている。

ドラッグストアは健康とかにある程度強い。そこへ行くと食品も買えるとなるとそこへ行く。これは日本全体に共通すること。ただ、そういうところは、生鮮食品は扱えない。加工食品とかお菓子とかは参入しやすい。

Q 八幡のイオンモール豊川だが、今近くにイオンがある。イオンを残しつつイオン同士の共存ができないものか。

A 一般的な話になるが、食い合いになる。イオンモールができればどこかを撤退させる。撤退させる場合、イオンモールは食品スーパーは強くないので、食品スーパー系に転換させるというパターンがある。

Q ネット通販は便利。インターネットで最安値で買える。

一方、世界を見れば1%の超富裕なインターネット関係の資本家に握られている。一人勝ちしている資本家のために消費者の所得はどんどん低くなっていく。それをどうやって規制していくか、そこを追及しなければ地域の疲弊は解消しない。

A 問題点の一つは地域にお金が降りないこと。もう一つは一部に富が集中という問題。商業は限られた商圈で話をしてきたものが、世界が商圈で、しかもアマゾン本部に金が流れれば流れるほどアマゾンがもうけるものになっている。何らかの規制をするルール作りが必要。アマゾンは事業所がないものだから、市議会で議論ができない。どこで議論するか枠組みがない。幅広い社会的枠組みが必要だ。

A ネット通販に関しては、買い物弱者にある意味歓迎されるもので、店舗までいけない消費者につないでくれる可能性はある。アマゾンはスケールが大きすぎて言えないが、買い物難民のための方策としてネット通販は意味がある。

第3回地域産業部会のご案内 ※是非、ご参加ください。

- 日時：2019年2月2日（土）午後2時～
- 場所：アイプラザ豊橋 307 会議室
- テーマと報告者「小規模事業者の現状」

杉浦 実 氏（豊橋民商事務局長、研究所世話人）

「東三河の製造業」牧野 幸雄（研究所副代表）

第20回サイエンスカフェのご案内 ※詳細は、別紙チラシを参照して下さい。

「江戸時代の吉田宿について、一緒に学んでみませんか？」

近世の吉田宿～姫街道を中心に～

日時：2019年2月16日（土）午後1時30分～4時頃

場所：アイプラザ豊橋 307 会議室

講師：後藤清司さん（元豊橋美術博物館館長、元二川本陣資料館館長）

台風 24 号の被災農業支援事業について

伊藤 政志 (研究所副代表)

今年の台風の上陸は「歴史的」という言葉がマスコミで取り上げられました。

9月30日に24号が紀伊半島に上陸し、この東三河含む周辺地域に多大なる被害をもたらしました。

その被害は、10月18日現在で農林水産省の掌握しているのは、全国で435億円となっています。しかし更に詳しく調査をすれば被害額が増加すると見られています。

そこで農民運動全国連合会連(以下農民連)は10月19日に農林水産省に対して愛知県、長野県の詳細な現地被害報告を実施するとともに、この間の対策の継続(西日本豪雨と台風21号など)と、被害の状況に即した対策を実現することを要請しました。

そこで10月22日、豊橋農民組合(『農民運』加盟組織)は、日本共産党市議団とともに豊橋市当局に対し下記の通り農業への被災支援に対応するよう要望書とともに申し入れを行いました。

1. 被災農家の詳細な実態調査を行い、被害状況の全貌を把握すること
2. 被災農家に対し、利用できる制度、手続きを助言する相談窓口の開設、説明会の開催などを行うとともに、必要に応じ被災証明書を交付すること。
3. 北海道胆振東部地震及び台風21号の対策として、国が発表した「被災農業者向け経営体育成支援事業」と同様の支援事業を行うよう国に求めること。また、その国の事業に対して一定の負担することを県に求め、豊橋市としても負担するよう予算を組むこと。
4. 被害規模などの関係で国の支援事業の対象にならない農家の被災復旧については、県と市で支援すること。
5. JA豊橋との協力の下、被災農家無利子融資事業を実施すること。
6. 停電対策として発電機購入の補助制度を創設すること。

この要望の申し入れに対し市の担当者からは「これをきっかけに、今後に生かせる制度を作っていけるよう努力する」という前向きな対応でした。

10月31日に農林水産省は「台風24号による農林水産関係被害への支援対策について」を発表しました。

そこで11月9日、農民運動愛知県連合会は愛知県当局に対し、下記の通り緊急に対策を講じるよう要請書を提出しました。更に要請内容の回答(事前に要請内容を担当課に知らせ、回答を得ている)に対する懇談を県の担当者と実施しました。

1. 県下の被害実態について、市町村、JA等とも協力しいち早く掌握し国に報告すること。
2. 被災施設の復旧に要する経費について「被災農業者向け経営体育成支援事業」、また速やかな営農再建のための「被災産地緊急支援事業」を台風21号と同様に、発動するよう国に要請すること。
3. 台風12号についても、西日本豪雨、台風21号での支援事業と同等に支援が受けられるよう国に要請すること。
4. 国の事業の発動に当たっては、愛知県も一定額の負担をし、被災農家が負担なく営農が継続できるよう支援すること。

5. 台風 24 号による停電の影響で、農業用水ファームポンドのポンプが作動せず、用水が利用できませんでした。塩害についても用水が利用できれば軽減することが出来るのでファームポンドでの非常用電源を設置して欲しい。また、施設園芸や畜産では電機が使えないことで様々な弊害が生まれている。対策としての発電機の導入にあたって、助成措置を行って欲しい。

この要請回答に対する懇談の中で県の担当者は「県下の被災状況の把握と事業を遂行する上で、市町村と国との調整と時間が必要」という返答がありました。

懇談に参加した農家からは「農業は栽培時期の問題があり、早期対策が必要としています」と返しました。更に「支援事業が全ての被災農家に広報されるよう努められたい」、「今ハウスを始めとする建設業者は被災現場の対応で動きが取れない状況にある。施設の改修がかなり遅れる可能性がある」と付け加えました。



1 1 月 5 日に豊橋市は、各 J A 事業所において「被災農業者向け経営体育成支援事業の意向調査」が実施されました。

しかしその調査は、5 日～9 日までという短期間のものでした。

また調査内容は、施設及び機械の被災に対し概算費用額を出せというもので、農家に対しいきなり概算費用額をハウスの建設業者でもないのに算出することは難しいことです。

1 1 月 1 6 日・1 7 日に被災農業者向け経営体育成支援事業の説明会が、市役所とライブポートで実施（参加者は 3 0 0 人以上）されました。市役所の農業企画課では「農業基本台帳を使ってハウス農家約 2 0 0 件に電話した」とのことでした。

しかし「市内全ての被災農業者に連絡、広報できたかは疑問がある」と担当課の職員は語っていました。そして被災農家が支援事業への参加を要望するための申請は、1 1 月 2 9 日～1 2 月 5 日まで市役所にて窓口を開設することとなっています。

しかし、申請は早期で短期間であり、支援事業を知らずにいる被災農家が出で来ることが大いに予想されます。

今後の課題として、支援事業はあくまで農業用施設と機械が対象で、被災にあった作物や畜産物は対象外です。しかし多くの被災農家は、栽培されていた作物、飼育されていた豚や鳥、乳牛や牛乳等の被害が多く、事業内容の見直しが必要です。

また国は、この支援事業を 3 月 3 1 日までに終了することを求めています。上記に述べたように業者の対応次第では、4 月以降にずれ込むことが確実視されており、国、県、市の調整が必要です。

農民連として「被災によって農業を諦める農家を支援し、農業を諦めさせない取り組みが必要」と目標にやってきました。

今まで自然災害に対する政治的な対応がこの東三河地域では乏しく泣き寝入り状態でした。しかし、こうした支援事業が取り組まれたことは、今後の地球の温暖化や自然災害に対する対応、対策に取り組むうえで重要な前進になったことは間違いないといえます。